

# MMI News

エム・エム・アイ ニュース

# 12 2004 月号

- 年末調整セミナーのお知らせ
- 年末調整 配偶者控除の上限が38万円になります!
- 年金改正と実務②
- 役員の認定賞与

エム・エム・アイグループ  
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル  
TEL. 03-3778-2311  
<http://www.m-m-i-g.com>



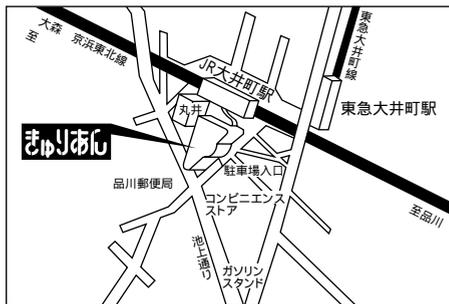
## 「年末調整セミナー」のお知らせ

高橋合同会計事務所・ちようぼ倶楽部合同セミナー

師走に入り、今年も残りあとわずかとなりました。  
当社恒例の「年末調整セミナー」を下記の要領にて開催いたします。年末調整とは何か、自分の源泉所得税は年間いくら支払っているのか等の疑問をわかりやすく解説いたします。是非、この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時：平成17年1月6日(木) 10:00～17:00

場 所：きゅりあん 6階 大会議室  
(JR大井町駅中央口、東急大井町駅下車徒歩1分)  
入口は丸井の裏にあります



費 用：3,000円(資料代として)当日お持ちください。  
申し込み：12月22日(水)までに下記の申込書に記入の上、FAXまたは下記担当者までお申し込みください。

当日は、年末調整の基本的な説明、法定調書の書き方等を個別に対応いたします。事前に質問等がございましたらFAXまたは電話にてお問い合わせください。尚、お申し込みの際はセミナー当日にお越し頂く時間も併せてお知らせください。

### 当日にご持参頂く物

- ・電卓
- ・筆記用具
- ・源泉徴収簿または賃金台帳
- ・扶養控除等(異動)申告書
- ・保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書
- ・保険料(生命保険、損害保険)の控除証明書
- ・平成16年に国民年金と国民健康保険を支払った場合の年間支払額
- ・税務署より来ました年末調整の説明書一式
- ・その他

### 事前に確認して頂く内容

- ・扶養控除等(異動)申告書の記入(全員分)
- ・保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書の記入。  
特に、配偶者の合計所得金額(見積額)は収入がある場合は必ず申告書の裏面を見てからご記入ください。(H16年改正のポイント)
- ・中途採用者の方は、前職分の源泉徴収票
- ・前年以前に確定申告で住宅取得等特別控除を行った方は、税務署から送付された証明書と金融機関で発行する年末の借入金残高証明書(全て)

詳しくは高橋合同会計事務所担当者にお尋ねください。

担当…福島・大久保・竹田・関  
TEL: 03-3778-2316  
FAX: 03-3778-2317  
E-mail: info@m-m-i-g.com

## 申 込 書

会 社 名			
参 加 者 名			
電 話 番 号			
時 間	午前	時	午後
			時

### 年末年始のお知らせ

平成16年12月29日(水)～平成17年1月4日(火)は年末年始休業とさせていただきます。ご了承願います。

## 今年の年末調整 配偶者控除の上限が38万円になります！

12月に入り「年末調整」の時期になりました。ここでは昨年と比べて変わりました配偶者特別控除についてお知らせします。

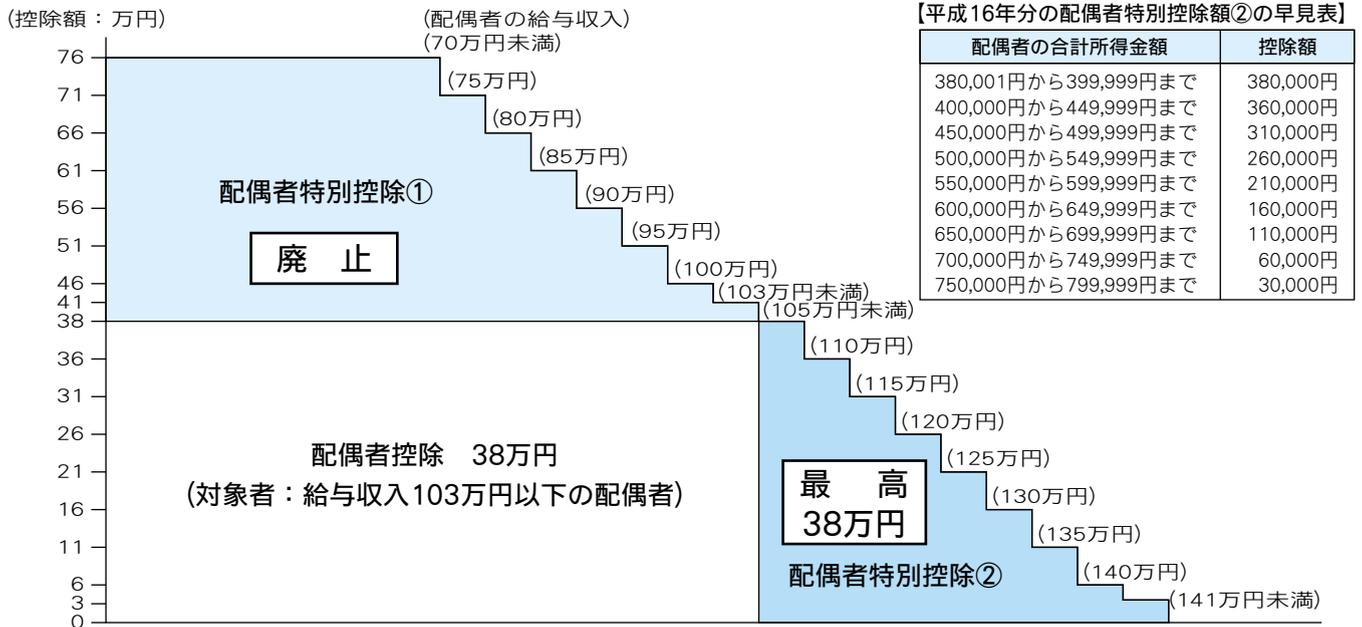
1. 配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象者に該当する場合に摘要される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）については、本年（平成16年）分以後の所得税から適用がなくなるとされています。
  - (1) 所得者（合計所得金額が1,000万円以下に限ります）と生計を一にする配偶者の所得が76万円未満（所得が給与所得のみである場合には、

給与の収入が141万円未満）である場合には、その配偶者の所得金額に応じた配偶者特別控除額（最高38万円）を所得本人の所得金額から控除することとされていました

- (2) 平成15年度の改正により、この配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象者に該当する場合（給与所得のみである場合には、給与の収入が103万円未満）に適用される部分の配偶者特別控除（下記の①の部分）についてはその適用が廃止されることになりました。

### 【配偶者控除・配偶者特別控除のイメージ図】

（配偶者が給与所得者の場合）



（注）配偶者の合計所得額が380,000円以下又は760,000円以上である場合には、配偶者特別控除は受けられません。

今年（2004年）からは配偶者控除と配偶者特別控除の両制度を享受することができなくなります。パート収入が103万円までの人は、配偶者控除として一律38万円の控除を、パート収入が103万1円以上で140万9999円以下の人は、配偶者特別控除として38万円から3万円までの控除を受けることとなります。つまり、配偶者控除を受け、なおかつ配偶者特別控除を受けることができなくなったということです。

このように、配偶者に関わる控除の上限が76万円から38万円に下がったわけですが、これにより影響を受ける家庭は、今まで配偶者控除と配偶者特別控除の両方を受けていた家庭です。言い換えれば、配偶者のパート収入を103万円未満に抑えていた家庭です。これまでは配偶者控除の38万円と、配偶者特別控除（38万円から3万円まで）をあわせた金額（38万＋X万円）を納税者（例：夫）の課税対象所得から差し引くことができましたが、本年度より①の部分が課税対象となり、結果として増税となります。

では、配偶者として年間のパート収入をいくらぐらにすればよいでしょうか。

上の表を見ると、配偶者控除が103万円までで、103万1円から105万円未満までだと配偶者特別控除と

して38万円を受けることができることがわかりますね。

38万円の控除をそっくりと受けたいのであれば、104万9999円以内にしなければなりません。しかし、例えば、夫の会社で家族手当や配偶者手当を受けるためには103万円以下にしなければならないなどのきまりがありましたら、103万円以下にしたほうがよいでしょう。又、パート収入が130万円以上になると扶養家族（被扶養者）でいられなくなり、社会保険料の支払い義務が生じてきます。

つまり、パート収入はどのくらいにすべきかということに対する唯一の答えはありませんが、すべての手当てや控除を受けたいのであれば103万円以下にするのがよいでしょう。他方、手当てや控除を差し引いても大きくプラスになるくらい働きたいのであれば、それもまた賢い選択かもしれません。

このほか「控除」に関して疑問・質問がある場合には高橋会計事務所まで問い合わせいただけますようお願いいたします。（問い合わせ先は1面参照）

\* 老年者控除の廃止は17年度からの廃止となります。本年度はそのまま控除が適用されます。処理をする際ご注意ください。

今回は、平成17年4月から施行される年金改正の2回目として「第3号被保険者の届出の特例」について説明いたします。「第3号被保険者」を正しく理解していなければ、今回どのような改正が行われているの

か理解することはできません。そこで、今回は②-1として、第3号被保険者の解説をし、次回を②-2として改正内容について説明していきたいと思います。

「第3号被保険者」とは国民年金法に定められた被保険者です。

〈国民年金の被保険者〉

	年 齢	居住地	そ の 他
第1号被保険者	20歳～60歳未満	国 内	第2号でも第3号でもない人
第2号被保険者	不 問	不 問	厚生年金保険・共済組合等の被保険者など
第3号被保険者	20歳～60歳未満	不 問	第2号の被扶養配偶者

平たく説明すると、

第1号……自営業、農業、学生など

第2号……サラリーマンや国家・地方公務員など

第3号……サラリーマンの妻（夫）となります。

自分は厚生年金しか入っていないはずだけど？ と思われる方も多いかもしれませんが、正しくは、厚生年金の被保険者であり、同時に国民年金の被保険者でもあるのです。保険料の納付義務があるのは、第1号被保険者だけです。厚生年金に入っている方、その被扶養配偶者である第3号被保険者の方は、国民年金保険料の納付はしていないはず。今年流行った「未納・未加入」の問題は、保険料の納付義務のある第1号被保険者だけにかかる問題といえます。

さて、この第3号被保険者は昭和61年4月より施行された比較的新しいものです。例えば、厚生年金に加入している夫の扶養に18歳からなっている妻は20歳になったときに第3号被保険者となり、60歳を迎えるまで、第3号被保険者として国民年金に加入していた場合、65歳になると第1号被保険者が20歳から60

歳まで保険料を払い続けていた場合と同じだけの年金をもらうことができます。昭和61年より前、いわゆるサラリーマンの妻たちは任意加入だった為に実際に保険料を払った人しか年金をもらうことができませんでした。国は、「国民皆年金＝すべての国民に年金を」という目標を達成すべく、保険料を納付する能力がない＝配偶者によって生計を維持されている人にも給付ができるような制度を作ったのです。

現在では、社員が入社し健康保険の手続きをする際に被扶養配偶者がいる場合には、第3号被保険者の届出も同時に**事業主**が行わなければならないことになっています。手続きすることを知らなかった！では、年金を受給できる人が、受給をできなくなってしまうかもしれません。制度を正しく理解し、きちんと届出を行うことが重要となってきます。 (株)渡邊事務所

MMIホームページ

情報満載の「MMIホームページ」見ていただけましたか？

9月にリニューアルオープンした「MMIグループホームページ」見ていただけましたか？  
 経営者倶楽部・節税倶楽部・各種セミナーのご案内をいち早く掲載！  
 新しく「サラリーマン法人化」のページを開設！  
 サラリーマン法人化について詳しく掲載。サラリーマン法人化したら収入は？収入シュミレーションも出来ます！



[www.m-m-i-g.com](http://www.m-m-i-g.com)

役員報酬は、不相当に高額でないものは、法人税法上は損金算入されるが（法法34①）、一方で、役員賞与は全額損金不算入とされていることは周知の通り（法法35①）です。

ところで、一般的な役員賞与の他にも、税務調査で指摘を受け、臨時的に支給された役員給与、すなわち役員賞与とされるものがあります。

そのうち代表的なものが、会社負担で、役員がプライベートなゴルフや旅行を行った場合の費用です。その費用は、本来ならば役員個人が負担すべきものを、会社が肩代わりしたことになるからです。従って、その費用は、会社側については法人税法上は役員賞与として損金不算入（法法35④）、役員賞与についても、所得税の負担額が増えることとなります。

例えば、役員が会社負担で海外出張を行った場合、それが業務遂行上必要なものであり、出張費用も不相当に高額なものでなければ、旅費として損金算入できます。（法基通9-7-6）。

しかし、海外出張自体が単なる観光旅行であるならば、その費用は業務遂行上必要なものとは認められず（法基通9-7-7）、役員への賞与として取り扱われ、損金不算入となってしまいます。

又、役員側についても、会社が負担した費用は、賞与として取り扱われ、所得税の負担額が増えます、会社・役員双方に課税関係が生じる、“ダブルパンチ”を受けてしまいます。

なお、役員が海外出張する際には、その夫人などの同伴者を連れて行くことも多いようですが、同伴者の旅費を会社が負担してしまうと、やはりその負担分は、基本的に役員賞与となります。なぜなら、海外出張自体が合理的なものであったとしても、同伴者を連れて行くことが仕事と関係ないのなら、同伴者の旅費は役員が負担すべきものとされるからです（法基通9-7-8）。ただし、役員が国際会議に出席するために夫人の同伴を要するような場合等は、会社負担の旅費とすることが認められているのでご注意ください。

## 12月の税務

12 DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
	1/4					

給与所得の年末調整

調整時期……本年最後の給与の支払をするとき

給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出

提出期限……本年最後の給与の支払を受ける日の前日

提出先……給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

納期限……12月中の市町村の条例で定める日

**12月10日** 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

**12月20日** 7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出

**1月4日** 10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税）

1月、4月、7月、11月の決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮にかかる確定申告

（消費税・地方消費税）………半期分、第2四半期分

1月、7月決算法人の中間申告（消費税・地方消費税）………第3及び第1四半期分

各月の決算法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮にかかる確定申告（消費税・地方消費税）

4月決算法人の中間申告

（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）………半期分、第2四半期分

3月から9月までの決算法人の1ヶ月後との中間申告（消費税・地方消費税）

## 編集後記

今年も昨年に引き続き「台風」「地震」と自然災害に見舞われることが多い1年でした。

新潟の地震には災害の規模が大きくニュースみて改めて自然災害の怖さというものに実感させられました。

我が家も地震がおこった時に困らないように用意を試みたのですが、「あれも必要！これも必要！」と荷物が膨らんでしまい大人1人が持てる荷物ではないような大きさになってしまいました。

荷物をまとめてみてもいざ大きな揺れを感じたときにたときには冷静になれずに目の前のガスコンロのを止め

ること忘れ子供の安全を確保し揺れがおさまるのを待つだけで荷物まで頭がまわりませんでした

そこで「冷静でいること」が必要なことだと改めて感じさせられました。この「冷静にしていること」ということが一番難しいことなのかもしれませんね。

年末調整・確定申告・決算申告と一段と忙しい時期になってまいります。

皆様どうぞお体ご自愛くださいませ。

それぞれいろいろ大変なことがあります、明るく！元気に！行きましょう！



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。